

# 釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成25年  
12月

「心と体の健康なくして安全なし！」

## 1 「いわて年末年始無災害運動」展開中！

スローガン：「安全・安心・家族の笑顔 願いはひとつ 年末年始も無災害」

実施期間：平成 25 年 12 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日

重点事項：①積雪・凍結による転倒・墜落災害の防止、②車両等のスリップ事故の防止、③雪降ろしの際の災害防止、④火災・火傷の防止、⑤一酸化炭素中毒の防止、⑥作業小屋等の倒壊防止、  
⑦雪崩災害の防止、⑧吹雪・濃霧による遭難防止、⑨凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止、  
⑩作業時の保温・体操の実施

冬期間は特に「転倒災害」が大幅に増加します。駐車場、事務所の出入口、階段、通路などについて、朝晩、日陰等の状態を考慮し、十分な凍結防止対策をお願いします。

## 2 適正な労務管理をお願いします。

釜石労働基準監督署管内の労働相談が増加しております。（前年同期比約 3 割強の増加。）

労働時間、時間外・休日労働、長時間労働（過重労働）、年次有給休暇、割増賃金、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、ハラスメント、解雇・退職等に関する相談が目立っていますので、日頃から、適正な労務管理を徹底されるようお願いします。

労働条件通知書面の交付、労働時間の適正な把握、割増賃金の適正な支払い、年次有給休暇の適正な付与、職場内のハラスメント・いじめ・嫌がらせの排除、就業規則の周知徹底等々、より具体的な改善対策を講じ、労使双方が気持ち良く働ける職場環境の整備・維持をお願いします。

## 3 職場のパワハラ対策に取り組みましょう！

「職場のパワーハラスメント対策ハンドブック」が作成されました。

☛（みんなの明るい応援団） <http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/download>

近年「パワハラ」が問題となってメンタル不調をきたしたり、離職に追い込まれたりという問題が発生しています。社内教育の徹底、メンタルヘルス対策を進め、パワハラの無い職場を作りましょう。

「パワハラ」問題は企業にとって避けられない課題です。早急に取り組むようお願いします。

## 4 「1,2 ジクロロプロパン」の取り扱いを適正に！

労働安全衛生法、同規則、特定化学物質障害予防規則等の一部が改正され、1,2 ジクロロプロパンに係る洗浄又は払拭の業務については、①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施、③作業の記録等の措置が義務付けられます。

パンフレット等は厚生労働省のホームページをご覧ください

☛ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei53/index.html>

## 5 労働災害発生状況

[平成25年分 平成25年11月25日現在]

休業4日以上労働災害	80件	[平成24年11月末 97件]
うち 復旧・復興工事にかかる災害	12件	
死亡	1件	

釜石監督署管内で11月に交通労働災害が発生しました。幸い、現場に居合わせた方々が迅速な救助活動を行い運転者は救出されましたが、一歩間違えば救助していた方も被災するきわめて危険な状況だったとのことです。これからは道路状況も悪くなり、交通労働災害の可能性はますます高まります。事業場でも運転者一人ひとりに安全運転を行うよう働きかけを行ってください。